様式４－２号

㈱光潤に関する登録情報
（意欲と能力のある林業経営者）

登録者情報

登録番号	登録年月日 （登録情報の変更年月日）	商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	電話番号	認定事業主
R1-8	R2.1.24 （　　）	㈱光潤	宮川　慈舟	福井市三郎丸町28-1-9	0776-35-0159	○

1．雇用の状況

林業現場作業職員数（うち常用）	事務系等職員数（うち常用）	雇用管理者の選任の有無	雇用に関する文書交付の有無	
4　人 （　4　人）	1　人 （　1　人）	無	有	

社会・労働保険等への加入状況					
労災保険	労災保険料率	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済等
4　人	6　%	4　人	4　人	4　人	4　人

登録情報の変更時点の状況（　　年　　月　　日）				
林業現場作業職員数（うち常用）	事務系等職員数（うち常用）	雇用管理者の選任の有無	雇用に関する文書交付の有無	
人 （　　人）	人 （　　人）			

社会・労働保険等への加入状況					
労災保険	労災保険料率	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済等
人	%	人	人	人	人

５年後の目標（うち常用）
6　人 （　6　人）

※職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※退職金共済等には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、都道府県独自の制度や任意積立金等を含めて記載すること。

注１ 「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。

注２ 「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

２．技術者・技能者の数

技術者・技能者数					
フォレストワーカー	フォレストリーダー	フォレストマネージャー	森林施業プランナー	森林作業道作設オペレーター	技術士
人	人	人	人	4 人	人

技術者・技能者数				
技能士	林業技士	フォレスター（森林総合監理士）		
人	人	人	人	人

注１　フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について(平成10年４月１日付け10林野組第36号林野庁長官通知)」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

注２　森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。

注３　森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者のこと。

注４　技術士とは、技術士法に基づく技術士（技術士補を含む。）のこと。

注５　技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士（技能士補を含む。）のこと。

注６　林業技士とは、（社）日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。

注７　フォレスター（森林総合監理士）とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者のこと。

３．林業機械の保有状況

現状【登録時】										
グラップル	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	スイングヤーダ	タワーヤーダ	フェラーバンチャ	スキッダ	木材破砕機	ショベルローダー	フォークリフト
4 台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
登録情報の変更時点の状況（　　年　　月　　日）										
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台

5年後の目標										
4 台	台	1 台	1 台	台	台	台	台	台	台	台

※１年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないとすること。

4．事業量等

実績【事業期間　平成30年4月1日～平成31年3月31日】							
	素材生産						素材生産の請負がある場合は、主な業者名を記載
	主　伐			間　伐			
	面　積(ha)	材　積(㎥)	生産性(㎥/人日)	面　積(ha)	材　積(㎥)	生産性(㎥/人日)	
直営				40	3,310.149	5	
請負							
合計				40	3,310		
	造林・保育事業				左記以外の林業の事業量	事業区域	造林の請負がある場合は、主な業者名を記載
	植　付(ha)	下刈り(ha)	保育間伐(ha)	その他			
直営		3.04			3503.5m	福井県	
請負						福井市	
合計		3			3503.5m		

登録情報の変更時点の状況【事業期間　年　月　日～　年　月　日】							
	素材生産						素材生産の請負がある場合は、主な業者名を記載
	主　伐			間　伐			
	面　積(ha)	材　積(㎥)	生産性(㎥/人日)	面　積(ha)	材　積(㎥)	生産性(㎥/人日)	
直営							
請負							
合計							
	造林・保育事業				左記以外の林業の事業量	事業区域	造林の請負がある場合は、主な業者名を記載
	植　付(ha)	下刈り(ha)	保育間伐(ha)	その他			
直営						県	
請負							
合計						市(町、村)	

5年後の目標【事業期間　令和5年4月1日～令和6年3月31日】							
	素材生産						素材生産の請負がある場合は、主な業者名を記載
	主　伐			間　伐			
	面　積(ha)	材　積(㎥)	生産性(㎥/人日)	面　積(ha)	材　積(㎥)	生産性(㎥/人日)	
直営	10	2,000	10.0	80	6,400	6.0	
請負							
合計	10	2,000		80	6,400		
	造林・保育事業				左記以外の林業の事業量	事業区域	造林の請負がある場合は、主な業者名を記載
	植　付(ha)	下刈り(ha)	保育間伐(ha)	その他			
直営		5			15000m	福井県	
請負						福井市・坂井市	
合計		5			15000m	越前市・鯖江市	

※事業実績の事業期間は、登録申請をしようとする年の前年とすること。
※「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう（以下、「直営施業」という）。
※「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。
※素材生産量は丸太材積とすること。
※生産性には、直営施業により実施したものについて記載すること。
※造林事業量のうちその他には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。
※保育間伐とは施業地内で搬出を行わない切捨て間伐を含む
※「左記以外の林業の事業量」の欄には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等について記載すること。

5. 生産量の増加又は生産性の向上

	ある
・生産量において5年間で約2割増加の目標	✓
・生産量において(2・3・4)年間で約(0．8・1・1．6)割向上の目標（共同企業体の場合）	
・生産性において5年間で約2割向上の目標	✓
・生産性において(2・3・4)年間で約(0．8・1・1．6)割向上の目標（共同企業体の場合）	
・既に一定の基準（生産量に関し5,000㎥/年）以上の実績がある場合は、現状以上の目標	
・既に一定の基準（生産性に関し間伐6㎥/人日、主伐8．5㎥/人日）以上の実績がある場合は、現状以上の目標	

6. 生産管理又は流通合理化等

（1）適切な生産管理	取り組んでいる	1年以内に取り組む	今後取り組む	
・作業日報の作成・分析による進捗管理・工程の見直し	✓			（　年後）
・作業システムの改善	✓			（　年後）
・その他（　　）				（　年後）

※上記4で、素材生産又は造林保育の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェックする。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。（以後同じ）

（2）原木の安定供給・流通合理化等	取り組んでいる	1年以内に取り組む	今後取り組む	
・製材工場等需要者との直接的な取引 （取引先名：　　）				（　年後）
・取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷 （取りまとめ機関名：　　）				（　年後）
・森林所有者や工務店等との連携				（　年後）
・その他（　　）				（　年後）

※流通合理化等の取り組みで、該当する項目にチェック。

（1）及び（2）の該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記載してください。

（1）工程会議を開いて工程作業効率を上げる為の工程の見直し、生産性の向上に努めている。

7. 造林・保育の省力化・低コスト化

	取り組んでいる	1年以内に取り組む	今後取り組む	
・伐採と造林の一貫作業システムの導入				（　年後）
・コンテナ苗の使用				（　年後）
・低密度植栽				（　年後）
※低密度とは福井県造林補助事業標準単価で定められた2,000本/haまたは2,300本/haを基本とする。				
・下刈りの省略				（　年後）
・その他（　　）				（　年後）

※造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記載してください。

8. 主伐後の再造林の確保

	取り組んでいる	1年以内に取り組む	今後取り組む	
（1）主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施体制				
・主伐と再造林の両方を直営施業又は他者への請負により実施する体制				（　年後）
・連携する他の林業経営体と一体的に実施する体制 （連携相手等の名称：福井森林組合　　）	✓			（　年後）

※上記4で、素材生産又は造林保育の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

	取り組んでいる	1年以内に取り組む	今後取り組む	
（2）適切な更新				
・自己の所有する森林の主伐にあっては、主伐後の適切な更新の実施				（　年後）
・他者の所有する森林の主伐にあっては、事前に森林所有者等に対する適切な更新の働きかけ	✓			（　年後）

※上記4で、素材生産又は造林保育の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

（1）及び（2）の該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記載してください。

（1）福井森林組合と連携し、伐採と造林の一貫作業システムに努める。
（2）森林所有者に対し、適切な働きかけを行っている。

9　素材生産や造林・保育の実施体制の確保

	3年間以上	1年間以上	1年間未満
・素材生産の事業実績又は、所属する現場作業職員の現場従事実績	✓		
・造林・保育の事業実績又は、所属する現場作業職員の現場従事実績	✓		

10. 伐採・造林に関する行動規範の策定等

	取り組んでいる	1年以内に取り組む	今後取り組む	
・経営体独自の行動規範の策定				（　年後）
・県・市町等行政の策定したガイドラインの遵守	✓			（　年後）
（策定主体：　福井県　　）				
・その他（　　）				（　年後）

※上記4で、素材生産又は造林保育の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェックする。

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記載してください。

福井県が策定したガイドラインを遵守し施業の実施に取り組んでいる。

11. 雇用管理の改善と労働安全対策

（1）雇用管理の改善	取り組んでいる	1年以内に取り組む	今後取り組む	
・現場作業員の常用化	✓			（　年後）
・現場作業職員への月給制の導入	✓			（　年後）
・計画的な研修実施などの教育訓練の充実	✓			（　年後）
・退職金共済への加入などの福利厚生の充実	✓			（　年後）
・その他（　　）				（　年後）

（2）労働安全対策	取り組んでいる	1年以内に取り組む	今後取り組む	
・リスクアセスメント				（　年後）
・防護具等の着用の徹底	✓			（　年後）
・作業現場の安全巡回	✓			（　年後）
・専門家による安全診断・指導	✓			（　年後）
・その他（　　）				（　年後）

（3）意欲と能力のある林業経営者として必要な取り組み	取り組んでいる	1年以内に取り組む
・現場作業職員等に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を行っていること	✓	
・労働者災害補償保険に加入していること（一人親方等の特別加入を含む）	✓	
・健康保険法第48条及び厚生年金保険法第27条並びに雇用保険法第7条の規定による届出を行っていること（届出の義務がない場合を除く）	✓	

（1）（2）（3）の該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記載してください。

（1）作業員は常用化し、月給制を取り入れている。また、教育訓練や福利厚生などの充実にも努めている。
（2）福井森林組合が定期的に開催している、労働安全講習会に参加し安全対策に努めている。
（3）健康保険、厚生年金、雇用保険に加入している。

12. コンプライアンスの確保

	はい	いいえ
・ 業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者である		✓
・ 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者である		✓
・ 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者である（ただし、指名停止を受けている者は、停止期間中のみ公表リストから除外する）		✓
・ 10の行動規範等に違反した行為をしたと認められる者である		✓
・ その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者である（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等）		✓

13. 常勤役員の設置（意欲と能力のある林業経営者の登録を希望する法人のみ記載）

既に常勤役員を設置している場合、常勤役員の状況について記載してください。

役職	（フリガナ） 氏名
代表取締役社長	宮川（ミヤガワ） 慈舟（ジシュウ）

現在常勤役員を設置していない場合、設置に向けた取組について記載してください。

14. その他知事が定める情報

注1　その他知事が定める情報には、地域への貢献（国土緑化への貢献、防災活動、ボランティア活動等）、表彰実績、経営の健全性（FSC森林認証、SGEC「緑の循環」認証、ISO取得状況、実践体制基礎評価等）、指名停止処分の状況等を記載すること。

注2　注1のうち、実践体制基礎評価とは、林野庁補助事業「森林施業プランナー育成対策事業」実施要領に基づいて、提案型集約化施業(以下「提案型施業」という。)に取り組む林業事業体について、提案型施業を実施する体制が構築されているかを公正・中立な外部機関が評価する仕組みをいう。